

板橋区通所型産後ケア事業
業務委託応募要領

(令和7年7月)

板橋区健康生きがい部健康推進課

1 業務内容等

(1) 業務名

板橋区通所型産後ケア事業業務委託

(2) 業務の概要

出産後において心身の不調又は育児不安がある等、育児支援を必要とする産婦及び乳児（以下「母子」という。）に対して、区が契約する医療機関等の施設に日帰りにより、母子の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的に通所型産後ケア事業を実施するものである。

(3) 業務の内容

別紙「板橋区（通所型）産後ケア事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 実施要件

事業者は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生労働省令第55号）第7条の4に規定する基準及び産後ケア事業ガイドラインのほか、次に掲げる要件を満たす施設において産後ケア事業を行うものとする。

- ① 産後ケア事業通所型を実施する施設の所在地が板橋区内であること。
- ② 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。
- ③ 本事業専任であることを要しないが、午前9時から午後5時の間は助産師を1名以上配置すること。
- ④ 自院・他院を問わず出産した方（出産後に退院した方も含む）を受け入れること。
- ⑤ 仕様書「4業務内容（2）利用者へのサービス提供」を実施できること。
- ⑥ 本区要綱、本事業にかかる契約書（仕様書含む）、関係法令を順守できること。

(5) 契約期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

- 「1（4）実施要件」及び次に定める内容を全て満たす者で、通所型を実施できる者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

3 委託料（非課税）

「別表1（通所型）」に応じて本区へ委託料を請求できる。

なお、利用予定に変更が生じた以下の場合には、区に請求することができる。
(入所日前に利用を取りやめるとき)

通所型産後ケア事業の利用者が、通所希望日から起算し1日前の午前10時までに利用の取りやめの申し出をすることなくサービスを利用しなかったとき。

別表1（通所型）

	利用料 (総額)	利用料の内訳			
		ア 一般		イ 免除 ※1	
		委託料	利用者負担額	委託料	利用者負担額
基本額	22,000円	20,000円	2,000円	22,000円	0円
多胎児加算 ※2	5,000円	5,000円	0円	5,000円	0円
取りやめ料	11,000円	11,000円	—	11,000円	—

※1 免除となる世帯は、住民税非課税世帯・生活保護世帯

※2 多胎児加算は、2人目以降の乳児1人あたりにつき加算

4 応募（申請）方法

（1）応募（申請）の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 実地調査
- ③ 業務委託契約
- ④ 事業開始

（2）応募要領の公表

- ① 公表日 令和7年7月1日（火）
- ② 配布方法 区公式ホームページにて周知し、掲載内容に要領を添付

（３）提出書類

下記の①～④を提出すること。

- ① 板橋区産後ケア事業業務委託事業者申請書及び誓約書（様式第１号）
- ② 事業者概要及び業務実績（様式第２号）
- ③ 実施基本計画書（様式第３号）
- ④ 協力医療機関との連携確認書（様式第４号）（医療法に定める病院若しくは診療所以外で本業務を実施する場合に限る。）

（４）提出方法

申請書類を提出する際は事前連絡のうえ、郵送またはメールで「５ 担当」に送付すること。

なお、持参しても差し支えないものとするが、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時までに「５ 担当」に持参すること。

※提出書類については１部提出すること。

（５）受付期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月31日（木）まで

（６）注意事項

- ① 申請に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、板橋区個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。

５ 担当（問い合わせ・提出先）

板橋区健康生きがい部健康推進課母子保健係 小林・渡辺
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 南館 3 階
電話 03-3579-2313（直通）
e-mail: ki-suishin@city.itabashi.tokyo.jp